

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は株主・顧客・取引先・従業員等の社内外の利害関係者に対して経営の透明性を図り、経営環境の変化に即応し、公正な企業活動により社会的使命を果たすため、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

現在、当社は議決権電子行使プラットフォームの利用は行っておりませんが、議決権行使促進のため有効な手段と考えており、体制の整備を含め、導入について検討してまいります。招集通知の英訳は、現在、当社の株主における外国法人等の持ち株比率は相対的に低いと考えており、今後の持ち株比率の動向等を勘案し判断していくこととしております。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

現在、当社の株主における外国法人等の持ち株比率は相対的に低いと考えており、今後の持ち株比率の動向等を勘案し判断していくこととしております。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会】

現在は、独立した指名委員会・報酬委員会を設置していませんが、取締役の指名及び選任については、取締役会において各候補者の経歴、実績、知識、経験、能力等について、独立社外取締役も交えて慎重に審議の上、決定しております。なお、報酬については、関連の規約に基づき、取締役会で決定しております。独立した指名委員会・報酬委員会の設置については、上記の通り独立社外取締役を交えて議論する体制が整っておりますので、現状では設置していません。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性の確保のための前提条件】

現在、当社の取締役会は、経営戦略に必要な知識、経験、能力を備えております。現在、女性もしくは外国人の取締役は選任していませんが、今後も取締役会の多様性に留意し、適切に取締役会を運営していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、純投資以外の目的で、上場株式を保有していません。有価証券報告書【コーポレートガバナンスの状況等】を参照ください。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、会社法等に基づき、実際に会社と取締役との間に利益相反取引が発生した場合は、当該取締役は取締役会で報告しなければならない旨を取締役会規約に定めております。

【補充原則2-4-1 企業の中核人材における多様性の確保】

当社は、人材の多様性の確保が企業価値向上に資するものと考え、女性および中途採用者等、様々な職歴をもつ経験者の採用など、多様な人材の採用や起用を積極的、継続的に行い、それぞれの特性や能力を最大限活かせる職場環境を整え、マネジメント層の教育などの取り組みを進めてまいります。今後も女性および中途採用者をはじめとする中核人材の登用における多様化等、様々な人材の確保に努め、多様性の確保に向けた社内環境整備や人材育成と体系整備に取り組んでまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の資産形成のために企業型確定拠出年金制度を導入しており、運用期間・運用商品の選定や資産運用に関する教育機会の提供を行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念等を以下のとおり定めております。

企業コンセプトワード

自然を見つめて未来を彩る。

経営理念

1. カスタマーファースト(顧客第一)

2. スマートプロダクション(賢く無駄を削減する生産)

3.スマイルエコサービス(親切で環境配慮したサービス)

当社の経営戦略及び経営計画につきましては、株主総会招集通知・決算短信・有価証券報告書において開示しております。

(2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

有価証券報告書【コーポレートガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】 企業統治体制の概要及び当該体制を採用する理由に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は取締役の報酬等については、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で監査等委員でない取締役は取締役会の協議で、監査等委員である取締役は監査等委員会の協議により決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選解任と取締役の指名を行うに当たっては、独立社外取締役と協議の上、過去の業務の実績と能力、見識、将来性を協議審査の上、取締役会において決定いたしております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、取締役候補の個々の指名の説明については、都度株主総会の取締役選任議案に記載し、解任理由においては、取締役解任議案に記載いたします。

【補充原則3-1-3 サステナビリティを巡る課題への取組み】

当社の本社ビル及び工場には、CO2の排出・地球温暖化への対策を目的とした省エネルギーの仕組みを導入しております。太陽光発電事業による発電量は、2020年度実績で本社ビルでは使用電力量の約66%、化粧板工場では使用電力量の約44%に相当します。本社ビルは環境負荷を低減し、地球環境に貢献する建築物に与えられるサステナブル建築賞を受賞しております。化粧板工場では、廃棄物の取り組みとして、2008年以降ゼロエミッションを継続達成し、エネルギーの使用においては省エネ化を推進し、極限まで廃熱を利用可能にするなど「スマート工場」に取り組んでおります。また、DXを推進するための人的資本への教育訓練投資に継続的に取り組んでまいります。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会に付議すべき事項は、取締役会が定める取締役会規約に定められた法令、定款及び会社の重要事項からなっております。経営陣は取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に即した事業遂行を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件および金融商品取引所が定める独立性基準を独立性判断基準としており、これに基づいて独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての考え方】

当社では、取締役の員数を定款において10名以内(監査等委員であるものを除く)と定めており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。各取締役は豊富な経験・高い見識・専門性を兼ね備えた人材を取締役に配置しておりますが、各取締役の保有しているスキルにつきましては末尾に記載の取締役のスキルマトリックスに定めております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他社兼任】

当社は、有価証券報告書において、各取締役の重要な兼職を開示しています。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会全体の実効性について、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、新任の取締役に關しては、第三者機関による研修の機会を提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主総会を株主との対話における重要な機会と位置付け、株主の質問に対し、真摯な姿勢で説明責任を果たします。また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主からの面談の申し入れがあった場合には、前向きに対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高平商事株式会社	357,062	45.80
有限会社キムラ	32,000	4.10
木村重夫	26,700	3.42
木村勇夫	26,700	3.42
市川由美	22,400	2.87
丹羽淳雄	21,410	2.75
丹羽由一	21,210	2.72
丹羽産業株式会社	18,000	2.31
日本デコラックス社員持株会	15,738	2.02
木村俊貴	15,700	2.01

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 メイン
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山内 和雄	公認会計士											
佐々木 裕一	公認会計士											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山内 和雄	○	○	——	公認会計士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を統括及び監査する十分な見識を有しておられることから、社外監査役に選任いたしました。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
佐々木 裕一	○	○	——	公認会計士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を統括及び監査する十分な見識を有しておられることから、社外監査役に選任いたしました。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員である取締役を構成員とした監査等委員会のメンバーのみで監査業務を実施することとしており、現状は補助すべき人員は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員が内部統制の状況を適時に把握し監査できるよう内部統制に関連する整備及び運用状況の資料につきましては、本社経理部にて保管しております。

なお、会計監査人と監査等委員とが必要に応じて情報を交換することで、監査等委員監査及び会計監査が有機的に連携しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員については、全員独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状必要としていないため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

個別開示の要件に該当しておりませんので開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針
- 当社の取締役報酬等は、担当職務に鑑みて決定することを基本方針とする。
具体的には、固定報酬としての取締役報酬および役員退職慰労金により構成するものとする。
2. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
- 当社の取締役報酬は月例支給とし、株主総会で決議された総額の範囲内において担当職務に鑑みて決定する。
当社の役員退職慰労金については「役員退職慰労金内規」の定めに基づき支給金額及び支払時期については決定するものとする。
3. 取締役の個人別の報酬等の額に対する固定報酬と業績連動報酬の割合の決定に関する方針
- 当社の個人別の報酬の額に対する割合については、固定報酬が全部を占めるものとする。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
- 個人別の報酬等の内容については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会議事録、社内の重要な稟議書及び契約書等の主な書類は本社経理部にて保管しており、常時閲覧可能としております。また、取締役会の開催に伴い、必要となる情報提供の窓口は主に総務部が担当しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、経営の基本方針、法令及び定款で定められている事項やその他経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行う機関として毎月1回以上開催しております。また、経営環境の変化に即応できる機動的な業務執行体制を図るため執行役員制度を導入しております。なお、当社は毎月事業別会議を開催しており、取締役、執行役員及び各部門長は重要な経営関連情報等について共有化し、事業計画と実績を比較することにより内部統制及びリスク管理の向上に努めております。

会計監査につきましては、栄監査法人を選任しており、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、林 浩史、花村 美晴であります。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

株主・顧客・取引先・従業員等の社内外の利害関係者に対して経営の透明性を図り、経営環境の変化に即応し、公正な企業活動により社会的使命を果たすという、基本的な考え方に基つき、上記の現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会において、2名の社外取締役を選任することで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役2名による外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日を第1集中日から極力外した日程にするよう努めております。
その他	株主総会の会場であります本社ビルの1階を当社のショールームとしており、当社の製品が身近なものであることをPRしております。

2.IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社HP上に、決算短信、有価証券報告書等及び株主総会の招集通知を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	取引先・地域住民・従業員等の立場の尊重を図るため、当社の内部統制内規にて行動方針を定めて、社内に周知徹底しております。行動方針については、次項の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況の欄に記載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムといたしましては、「法令遵守」、「報告の信頼性」、「事業経営の有効性・効率性」を確実なものとするために、次の3つの体制の実施・維持・管理をしております。

1. 会社業務により生ずるすべての重要なリスクを識別、測定、モニタリング、コントロールするリスク管理体制
2. 内部統制の適切性や有効性を定期的に検討し、その結果を必要に応じて問題点を改善是正し、経営者に定期的に報告する体制
3. すべての重要な情報が経営者に適時に報告される体制

これら3つの体制の構築、運営等については、内部統制内規、社内マニュアル、規定、手順書等に定めております。

また、内部統制内規にて、以下の行動方針を定め、社内に周知徹底しております。

遵法方針「法令を遵守し、社会から信頼される会社であり続ける」

サービス方針「お客様の立場になって期待を上回る親切なサービスを提供する」

品質方針「お客様の信頼と満足を得る品質を提供する」

環境方針「事業活動すべての領域で自然環境との調和および地域社会との共生を目指す」

人材方針「自由で活気に満ちた職場を創出するために、対話(コミュニケーション)を重視して人材を育成する」

安全衛生方針「災害がなく快適で従業員が満足できる職場環境を構築する。」

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、不当・不法な要求は排除致します。また、必要に応じ外部の専門機関とも連携を取り対応致します。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

取締役のスキルマトリックス

○主なスキル

社内4名、社外2名

			経営戦略	営業	財務会計	製造 調達
代表取締役社長	木村	重夫	○	○	○	○
常務取締役	木村	勇夫	○	○		
取締役(社内)	小島	新	○			○
監査等委員(社内)	亀谷	和彦	○			○
監査等委員(社外)	山内	和雄	○		○	
監査等委員(社外)	佐々木	裕一	○		○	